

平成20年度予算編成について

区財政は、新公共経営の考え方に基づく効率的な財政運営を推し進めてきたことにより、実質単年度収支を良好な状態に維持するとともに、蓄えとしての基金は平成10年度の水準を回復するまでになった。

これからの区政においては、ここ数年の都心回帰による人口増と本格的な少子高齢社会の到来に対応するための子育て支援施策や高齢者施策の一層の推進はもとより、安全で安心して快適に暮らせる地域づくりのための施策、区有施設の計画的な更新など、直面する多様な課題に真っ向から取り組んでいくことが求められている。

一方で、この間の三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金が削減された上、平成19年度からは特別区民税も減収となった。また、配分割合がアップした都区財政調整交付金は、景気の影響を受けやすいことに加え、国における税制改革の本格的な議論がこの秋以降に予定されており、区財政を取り巻く環境は決して楽観できる状況にはない。

こうした中であって、区財政は、平成20年度を初年度とする新たな基本構想実施計画を着実に推進し、真に区民が求めるニーズに的確に応えられるよう、柔軟性と健全性とを堅持していく必要がある。

このため、引き続き新行財政改革推進計画に確実に取り組みながら、区民の声に誠実に耳を傾け、常に費用対効果の高い施策を効率的に執行し、納税者の視点を大切にした財政運営を行っていかなければならない。

よって、平成20年度予算は、中長期的な視点に立ち、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 重点施策

平成20年度予算の編成は、『～子どもたちと高齢者への応援歌～新生文京の第一幕を奏でる予算』と位置づけ、重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開し、文京区基本構想の着実な実現を目指していく。

特に「子育て支援施策」と「高齢者施策」を最重点施策として取り組んでいく。

(2) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にした予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

(3) 新行財政改革推進計画の確実な取組

平成20年度は、この計画の最終年度に当たることを踏まえ、平成20年度予算に確実に反映させること。

また、区有地等の公有財産については、売却を含め有効な活用方法を検討すること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく見極め、既存事業の抜本的見直しを行うなど、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提として経費を見積ること。

また、新規事業の予算化に当たっては、必ず事前に事務事業評価を実施するとともに、原則として、終期を設定すること。

イ 既存事業については、厳しく実績を踏まえることとし、各事業ごとに事務事業評価を実施するとともに、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去3か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 事務事業評価は、目標、事業コスト、成果などを細かく検証し、当該事業の必要性を区の施策全般の中で比較検討すること。その際、区民等との協働、民間委託、廃止、縮小、休止、統合など、あらゆる可能性を視野に入れて行うこと。

エ 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化など、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。

また、奨励的な補助金の創設に当たっては、必要性を十分に検証するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制を図ること。

ウ 区有施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画、建設から維持管理に至るまでの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、コストの縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

また、施設等の維持管理経費については、管理運営の一元化を進めるなど、更なる縮減に努めること。

なお、土木工事についても同様とし、一層のコスト縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、区の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。

エ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

- (1) 新行財政改革推進計画における組織及び職員配置見直し計画については、行財政改革推進本部において決定されたものについて実施することとし、未決定のものについても、早期に決定されるように努めること。
- (2) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業等の見直し、既存施設の運営の見直し等を徹底することにより対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員の増は原則として行わないこと。

また、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

- (3) 退職者対応については、原則として不補充とし、再任用職員及び再雇用非常勤職員等を有効に活用することにより対応すること。

なお、現在、再雇用非常勤職員が配置されている職場については、その必要性について見直しを行うこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的、自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費（義務的経費・政策的経費）以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び財政課が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金（財政課が指定するもの） ④ 分担金負担金（財政課が指定するもの） ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業の立上げ及び再構築により事業規模等が安定していない事業費（財政課が指定するもの） ③ 一定規模以上の施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費 ④ 電算システム開発及び情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費（一件 100 万円以上の物品及び車両） ⑦ 債務負担行為に係る事業費 ⑧ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑨ 積立金 ⑩ 予備費 ⑪ 臨時的・緊急避難的な措置が必要な事業費（財政課が承認するもの）